

平成25年第5回那須烏山市議会9月定例会（第3日）

平成25年9月5日（木）

開議 午前10時00分

散会 午後 0時07分

◎出席議員（17名）

1番	田島信二	2番	川俣純子
3番	渋井由放	4番	渡辺健寿
5番	久保居光一郎	7番	高德正治
8番	佐藤昇市	9番	板橋邦夫
10番	水上正治	11番	平山進
12番	佐藤雄次郎	13番	小森幸雄
14番	滝田志孝	15番	高田悦男
16番	中山五男	17番	平塚英教
18番	樋山隆四郎		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	國井豊
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	小原沢栄寿
総合政策課長	坂本正一
総務課長	栗野育夫
危機管理室長	清水敏夫
税務課長	澤村俊夫
市民課長	大野治樹
福祉事務所長兼健康福祉課長	小口久男
こども課長	青木敏
農政課長	堀江豊水
商工観光課長	羽石徳雄
環境課長	小川祥一

都市建設課長

福 田 光 宏

上下水道課長

樋 山 洋 平

学校教育課長

網 野 榮

生涯学習課長

堀 江 功 一

◎事務局職員出席者

事務局長

平 山 隆

書 記

小原沢 直 子

書 記

藤 野 雅 広

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（佐藤雄次郎） それでは、皆さんおはようございます。昨日は県内で突風、矢板、塩谷町、鹿沼市と、大分被害があったようでございます。

なお、お知らせいたします。本日3番目に一般質問を予定してございました高田議員につきましては、本人の都合によりましてとりやめるということになりましたので、御報告申し上げます。

ただいま出席している議員は17名であります。全員出席でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 一般質問について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第1 一般質問を通告に基づき行います。なお、議会運営に関する申し合わせにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて90分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の90分を超えた場合は制止いたしますので、御了解願います。質問、答弁は簡潔明瞭に行うようにこの際お願いしておきます。

通告に基づき7番高德正治議員の発言を許します。

7番高德正治議員。

[7番 高德正治 登壇]

○7番（高德正治） 皆さんおはようございます。一般質問2日目の高德でございます。きょうは傍聴者の皆さん、足元のお悪い中、御苦勞さまでございます。では、議長の許可を得ましたので、一般通告書に従って質問をいたします。

1番目の質問は、庁舎の整備についてであります。この質問は、さきの6月定例会でも取り上げられていますが、当市にとって一番重要な施策でありますので、私も質問をしたいと思っております。

この施策は、平成20年3月制定の市総合計画前期基本計画においては、本庁方式への移行の目標値が平成24年度になっております。また、平成25年3月に制定された市総合計画後期計画においては、検討委員会の設置は平成25年度で、平成25年度に整備方針が決定される予定になっております。また、これまでの経過では、平成25年4月の全員協議会で烏山庁舎、南那須庁舎の耐震結果が示され、両庁とも建てかえか耐震補強が必要となる結果でありました。6月定例会では、知恵と協働によるまちづくりプラン11に庁舎整備検討委員会も加えるとのことでした。

現在の財政状況は、これまでに80億円を超える合併特例債が発行され、限度額106億円から見ると残りが約20億円程度になっています。新市建設計画で定められた限度額は84億円で、現在100%に達しています。これから知恵と協働によるまちづくりプラン11など重要な政策も予定されていますが、庁舎整備が最も優先される施策であると思います。執行部にとってはこれからどのような事業を進めていくのかをお伺いします。

2番目は、若者を対象とした市営住宅についてであります。PFIを用いた手法で計画を進めるとのことでした。若い世代の人口をふやすことは当市で子育てや教育が始まり、地域活性化にもつながってまいります。人口が減少している当市にとっては、若者をいかに定着させるかが重要課題であると思います。その後計画が進められているのかお伺いします。

3番目は、買い物弱者ための移動スーパーであります。当市においても年々高齢化が進んでいます。また、市内商店においては廃業がふえ、空き店舗が年々ふえています。また、車以外で買い物をする手段として考えられるものは、市営バス、実証実験でのデマンドタクシー、民間タクシー、介護保険適用の買い物支援、福祉タクシーなどが考えられます。そうした中で、少しでも厳しい経済環境の中で商店事業者が長く成長できるように、また、交通手段で不便を期している買い物弱者を支援するために商品を家庭に運ぶというシステムを官民共同でできないものかお伺いいたします。

4番目は、障がい者支援の取り組みについてであります。障害者優先調達推進法が施行され、当市においても那須烏山市障害者優先調達推進方針が平成25年6月に示され、取り組みが始まっています。そうした中で、障がい者施設や障がい者の方はまだまだ商品と物品、あるいは役務に余裕があると聞いております。障がい者の方が充実した生活が送れるように作業業務等の機会をふやせないものかをお伺いいたします。

5番目は、神長公民館と市営住宅の敷地区分であります。現在、公民館の南側に駐車場があり、公民館利用者と市営住宅住民がその駐車場を共用しています。どちらかが利用していると一方は利用できません。公民館利用者が駐車する場合は、前もっての予約調整が必要となります。公民館は緊急避難場所にもなっていますから、明確に公民館と市営住宅の区分をする必要があると考えます。考えをお伺いいたしまして第1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは7番高德正治議員から、庁舎の整備についてから神長公民館と市営住宅の敷地区分について、5項目にわたりまして御質問をいただきました。順序に従いましてお答えをいたします。

1番目の庁舎整備についてお答えをいたします。市庁舎は、市民サービスの提供、行政事務

を行う施設であるとともに、災害時には災害対策本部を設置いたしまして、救助・復旧の指示、情報収集・伝達など災害対策と災害復旧の拠点施設でもございまして、極めて重要な公共施設であります。しかし、烏山庁舎、南那須庁舎とも建築から30年以上が経過しておりまして、診断の結果は両庁舎とも耐震性に大きな問題がありまして、大規模な改修または建てかえ等の抜本的な対応が必要であると、このようなことになっております。また、総合計画後期基本計画におきましても平成29年度に整備方針決定を目標にいたしておりますことから、本年度の重点事業でもある知恵と協働によるまちづくりプラン11プラス2に位置づけまして、現在、市職員で構成する庁舎整備検討委員会において庁舎整備の方向性を検討しているところであります。

検討に当たりましては、現在の分庁方式の課題を検証しながら、市民サービス、行財政の効率化、防災拠点の整備など幅広い視点によりまして協議をしますとともに、現在策定を進めております公共施設再編整備計画への反映や中央公園整備計画など公共施設関連計画との整合も必要となってまいります。

高德議員御指摘のとおり庁舎整備は優先的に整備をする必要がある公共施設であるとは考えておりますが、庁舎の位置、方式、財源などさまざまな課題もございまして。官民協働のもと十分な協議を実施する必要がありますので、引き続き庁舎整備検討委員会においてこの調査研究をするなど検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、若者を対象とした市営住宅につきましてお答えをいたします。本市では、市営住宅として9団地、124部屋を管理しておりまして、そのうち114戸が入居いたしております。平成22年度には、現地調査を踏まえまして、南大和久A・B住宅及び田野倉住宅、野上住宅は修繕をしながら現状のまま管理をし、旭2丁目住宅、高峰住宅、城東住宅、滝田住宅は老朽化が激しいために今後廃止をする方針といたしまして、神長住宅は修繕をしながら維持管理をしていくという基本方針の公営住宅等長寿命化計画を策定したところであります。

ことし7月には、公営による若者向けの住宅及び福祉住宅等について検討するために関係職員による市営住宅等整備計画検討委員会を設置し、年度内に結論を出すべく、今協議を進めております。その中では、現在の市営住宅の活用方法、整備計画、新たな公営住宅の整備方針等についても検討しているところでございます。

特に高德議員の御提案、若者向け住宅につきましては本市の定住促進と活性化につながるものと認識をしております。財源やPFI等の整備手法も含めて調査研究をしているところであります。また、利用者の利便性やJR烏山線の利用向上にも関係をいたしますことから、烏山線沿線における適地等の可能性につきましても検討してまいりたいと考えております。

3番目の買い物弱者のための移動スーパーについてお答えをいたします。経済産業省により

ますと、流通機能の変化や公共交通網の衰退により食料品など日常の買い物が困難な状態に置かれるいわゆる買い物弱者は、国内で600万人程度と推計をされております。今後も増加をすると、このように考えられます。本市におきましても、正確な数字は把握をしておりますが、高齢化が進む中で増加傾向にあるものと、このように考えております。

その原因は、流通機能の変化や公共交通網の衰退と申しましたが、具体的には、地域に商店がなくなったことや商店までの交通手段がなくなったことが考えられます。このため、対策として考えられますのは自宅まで商品を届けるサービスであります。民間事業者におきましては、既に移動販売車や食材等の宅配サービスがございます。また、先ごろ、日本郵便が高齢者世帯を訪問して安否を確認したり買い物代行や電話相談に応じたりする見守りサービスを10月から試験的に開始をするということもございます。みずから店頭で商品を選ぶことや、商品価格、量など制約されることもありますが、家にいながらにして買い物ができる利便性に少なからず利用者がいるものと思われれます。

もう一つの対策といたしまして、商店までの交通手段の確保、これが考えられます。本市では、タクシー券を交付する福祉タクシー、福祉バスの運行、デマンド交通などの外出支援を行っております。デマンド交通等は試験運行のため一部の地域に利用が限定されておりますが、今後、これまでの成果を検証しながら他地域の拡大も検討しているところであります。また、今年度は、大木須、小木須高齢者を対象に、若返りツアーと題しまして月1回の買い物支援バス、これを運行いたしております。バスの乗降確認や路線確認などのため地域ボランティアの支援が欠かせませんが、利用者にとりましては外出や買い物の喜びを実感すると好評を博しております。

買い物弱者対策は、地域や環境によりさまざまな方法が考えられます。高德議員御提案の移動スーパーにつきましても那珂川町を初め近接市町で実施をしておりますが、先進事例をさまざまな方面から調査研究をしますとともに、民間事業者の協力のあり方、あるいは市民の声に耳を傾けながら他の支援対策とともに検討してまいりたいと、このように考えております。

4番目の障がい者支援についてお答えをいたします。障害者優先調達推進法の施行に伴う取り組みにつきましては何度か一般質問でお答えをしておりますが、改めまして法律の趣旨を申し上げます。障がい者が自立をした生活を送るには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要であります。これまでの障がい者就労施設等への仕事の発注等の取り組みをさらに推進するために、国や地方公共団体による障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するために必要な措置を講ずることを定めたものであります。

本市では、この法律がことし4月1日に施行されましたことから、6月28日に障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成し、障がい者就労施設からの物品の調達を進めている

ところであります。方針では、対象となる障がい者就労施設、調達品目を定めた上で、毎年度調達する物品等について目標を定め、法律の趣旨、方針等の情報を庁内に周知徹底の上、調達を推進することといたしております。今年度の目標は市立保育園等へのおやつ用パン、粉石けんの調達、機密文書の裁断廃棄業務委託、保健福祉センター周辺清掃業務委託など合わせて151万円でございます。今後も引き続き庁内における法律の趣旨・概要等の周知徹底を図りますとともに、障がい者就労施設等への優先発注を進めてまいり所存であります。

5番目の神長公民館と市営住宅の敷地区分についてお答えをいたします。市営神長住宅は現在50部屋ございます。そのうち44部屋が利用されております。昭和47年度から49年度にかけて整備をした当時は車の所有を想定しておらず、駐車場用地を確保しておりませんでした。しかし、社会情勢と交通網の変化でどの世帯も自家用車を所有するようになり、現在は団地内の空き地に駐車するようになっております。隣接をいたします神長公民館の駐車場には駐車しないよう随時市から入居者に話をいたしておりますが、団地に近い場所から一時的に駐車をする車が後を絶たない状況でございます。

このため、団地内の樹木を伐採し、また、本年度から整備をいたします市道神長塙下線の工事にあわせて擁壁工事を実施することで入居者の駐車場整備を計画しているところでございます。

以上、答弁を終わります。

○議長（佐藤雄次郎） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） 明快な答弁ありがとうございます。では、私のほうから答えに対してお伺いをしてまいります。合併特例債の期限を5年間延長したということによろしいでしょうか。

○議長（佐藤雄次郎） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 現在は新市建設計画におきまして平成26年度までの計画ということでございますので、延長する場合には再度新市建設計画の変更をする必要がございます。今計画を進めております公共施設再編整備計画に基づきまして、今後県のほうと協議をしながら変更についての手続は進めていく必要がございますが、その際には新市建設計画の議決をいただくという手続を踏まえた上で延長ということになります。

○議長（佐藤雄次郎） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） 現在、80億円ですか、当初の新市建設計画の予定は80億円ちょっとということで、ほとんど予定額は使ったということで、残されている金額というのは20億円程度だと思いますが、この20億円というものは、庁舎の整備計画で、新築の場合には17億円程度になりますが、これから具体的にもし金額が出た場合には20億円、あるいは

20億円を超える可能性も出てくると思います。そうすると、一番何を優先して整備をするかとなると、今考えられるものは庁舎整備が1で、その他の事業はそれなりに考えていくという、その重要性からすると、庁舎を優先的に考えなくちゃならないと思いますが、後期計画の中では決定が平成29年になりますから、合併特例債を途中使っちゃった場合には、平成29年以降は合併特例債はなくなるわけですから、合併特例債を財源にする場合には庁舎が一番優先されると思いますが、その辺の考え方、お伺いいたします。

○議長（佐藤雄次郎） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 今、まちづくりプラン11プラス2の各委員会におきましてそれぞれ公共施設の整備を検討しているところでございますが、それらを踏まえた上で市全体の公共施設の再編整備計画、今後の10年間を見通した公共施設の再編整備計画を策定することになります。当然その中で、整備プログラムというんですか、施設整備の優先順位等も検討していく形になりますけれども、合併特例債の活用、それからその他の国、県の補助事業、それからその他の有利な財源の活用、そういったものも踏まえた上で、現在、中長期財政計画を案としてお示ししたところでございますが、それらの見直しも含めまして今後の計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤雄次郎） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） 考え方はわかりますが、財源がもう80億円を使って、残り20億円になってきて、それであればこれもとやろうとするとどうしても無理があるし、また、検討会をつくって検討しても、11プラス2の検討委員会をつくると、そこに例えば十何人の検討委員が入るとすると大きな人数になっていくわけですから、知恵と協働によるまちづくりプランの中に整備検討委員会が入るのではなくて、特別に優先的につくっていかないと形にはならないような気がいたします。

一番最初の私たちのイメージですか、それは、那須烏山市総合計画の基本構想ですか、その中で見ると、将来像実現のための重点プログラム、その中のまちづくり編があって、その中の（3）で人と文化を育むふれあいのまちづくりのプロジェクト8で、那須烏山伝統文化をつなぐまちづくり、そこに、文化スポーツ拠点施設の整備充実、文化スポーツ複合施設の整備充実、また、その下に、活力あるにぎわいのまちづくりプロジェクト9、いきいきとしたにぎわいと交流のまちづくり、中心市街地の活性化の中で、新本庁舎の配置、県有公共施設の統合再編整備、新たな公共施設の整備等を見据え市街地整備ビジョンの策定、烏山市街地における新庁舎の配置と魅力ある都市空間の整備推進、南那須市街地における文化スポーツ複合施設の新規整備と居住機能を中心とした都市空間の整備、あと2番の行政経営編の中でも、（2）効率的で質の高い行政運営、プロジェクト11、行財政改革の進むまちづくり、本庁方式への移行推進

と行政のスリム化、現烏山庁舎周辺の県有施設の跡地利用も含め既存の施設の活用、本庁方式への転換に伴う南那須庁舎の支所としての機能配置推進、職員数削減、適正配置の推進。この中で、プロジェクトの中でも、11あるプロジェクトの中で3つのプロジェクトにこれが関係してきております。

そうすると、これができた背景というのは、将来像がどうなるのかということで、多分、これは今度エリアの部分ですか、このエリアということで、将来、都市の構造はゾーンとエリアと軸という形で示されていますが、旧烏山の場合には、都市活動拠点エリアとして新庁舎の行政機能を含めた都市拠点という。もう一つのエリアが旧南那須の生活拠点で、そこに生活拠点エリアということで旧南那須が位置づけられて、エリアとエリアが近づいて生活が便利になるというイメージで進んできたと思うんですが、その中で、中心になる本庁舎がまだできていない、文化・体育施設もまだできていない。財源は合併特例債20億円となって、そのほかにまちづくりプランの何々となると物すごい無理が出てきますので、これから進める上では本当に優先を決めないと、みんな、あれもこれもやりますよ、スタートして、最終的には裏づける財源がなくて検討で終わりましたとなると、検討してくださいと頼んでいて、結果的にできないとなると、頼んでいてできないとなるとまたこれは責任も出てきますから、いろんなプロジェクトが重なってきますから……。

○議長（佐藤雄次郎） 高德議員、簡潔にね。

○7番（高德正治） はい。その辺のところを十分にに入れて進めていただきたい。合併特例債はないので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 高德議員の御指摘は十分理解をできるものがありますが、庁舎問題、優先的にすべきということは、先ほども申し上げましたように、必要がある公共施設であるということも私も考えておりますので、そのようなところから、合併特例債に触れられましたけれども、財源は極めて重要な位置を占めますので、合併特例債を初め、あと民間活力の資金であるとか、民間資金の活用であるとか、そういったところも今調査研究をいたしておりますので、これらは、庁舎整備等については御指摘のように最優先課題として取り組まなければならないと思っておりますので、ひとつこのことについても御理解をいただきたい。

またさらに、知恵と協働によるまちづくりプラン11のプラス2については、年度内に各委員会でその方向性、方針を出す予定となっておりますので、それらをさらに官民挙げたこのチームの拡大を目指しまして、そのようなところを十分に意見を取り入れながら今後市政に反映をする、実現化を図ってまいりたいと、このように考えておりますので御理解賜りたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） じゃ、これから進めるということで、1点だけ、検討委員会ですか、その庁舎整備の検討委員会の、もしか、人数、あるいはどういった人を選んでいくのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（佐藤雄次郎） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） ただいま庁内の検討委員会で基本的な考え方をまとめているところでございまして、外部の有識者等を含めた検討委員会につきましては、今後人選のほうは進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤雄次郎） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） じゃ、以上で庁舎の整備のほうは終わりにしたいと思います。

また続きまして、2番目の若者を対象とした住宅ということで、これから市営住宅の長寿命化を現実的にはやっていきますよ、将来的には若い人を対象、あるいは高齢者を対象とした住宅を検討して進めていきますよということで、流れはわかります。ただ、いろいろな財源も伴ってきますから、有利な補助財源を確保して若者定住のために事業を進めていただきたいと思います。じゃ、何かありましたらお願いします。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 若者向けの住宅については、私もこのJR烏山線の沿線、五駅を持つ那須烏山市でございまして、利用向上へは、あるいは地の利を生かした形で若者の住宅は積極的に展開すべきだろうと、このように考えています。それもやはり財源の問題になりますから、そういった意味では民間の手法のPFI等の民間資金を活用する、そのようなところがやはり原則になってくるのかなと私は思っています。そのようなところから、今、PFI等については、この前の講師を招きまして職員向けに研修もやったところでございますけれども、各課そのようなところから十分調査研究に今励んでおりますので、そのような有利な財源を引き出すための手法を検討していきたい。そして、できるならば、烏山沿線の周辺に若者向けの住宅が民間活力によってできるような推進をしていきたいと、このように思います。

○議長（佐藤雄次郎） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） 若者住宅は、PFIを含めて有利な補助財源を利用して、さらにこのPFIのいろいろな研究をしないと、確かにメリット、デメリットがありますから、そういったものを研究しながら、なるだけ早い時期にそういった住宅ができるように要望して2番目の質問を終わりといたします。

続きまして、買い物のための移動スーパーについてということでもあります。今現在もそういった民間の中で宅配業者、あるいは郵便局等でやっています。また、先ほど、大木須、小木須

では買い物ツアーが出ている。いろいろな手法で買い物弱者のために選択はあると思います。ただ、私の視点からすると、商店業者ですか。商店業者というのは競争に負けてどんどん廃業になっている現状もありますから、そういった商店主の支援を含めて、また、地域の高齢福祉、介護予防等の事業もありますから、ふれあい活動、そういった公民館のふれあい活動の場所というのがありますから、そういった場所と商店主が、マッチングじゃないですけども、そういった機会を利用しながらお互いのマイナス部分を補うという、そういったシステムを研究して進められないかということで、もう一度その辺の答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤雄次郎） 小口健康福祉課長。

○健康福祉課長（小口久男） 高德議員の、ふれあいの里事業の中でこういう買い物等の代行等をできないかということでございますが、それについてお答えいたします。

向田ふれあいの里がことし3年を迎えまして、それを例にとりますと、向田ふれあいの里の管理委員会のほうとちょっと相談というか確認をしたところ、御承知のように、現在ふれあいの里では3つの事業でありますふれあいレストランや、あと地域の居場所、茶の間ですか、それといきいきふれあい塾の3事業を実施しているところです。この事業の中で順調に進んでおりまして、今年度からはレストランのほうは火曜と金曜の2回に開催するということになりました。また、ほかの事業もかなりの人数が参加しておりまして、そのような状況の中で、このふれあい里の事業の中で買い物の代行ができないかということで相談をしたところ、今の事業を確実なものにして、また、今後順調に進めていくためにも、今のところは、事業を拡大していくというためにはスタッフが充実しなければ困難でありまして、予定はしていないということでしたが、しかし、買い物弱者の方への支援の必要性ということは十分に理解しているということですので、今後、スタッフ等の体制づくりと、ほかのふれあいの里もそうなんです、体制づくり等を検討していきながら考えていきたいということですので、今後、市といたしましても、ふれあいの里管理運営委員会と相談しながら、検討していきながら、連携をとりながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） これからそういった場所を研究をして考えていくということで、これからそういった商店業者がふれあいの里に行く、そこでいろいろな商品を販売する、そういったものは確かに最初の時点では無理があると思いますが、その辺は商店業者、健康福祉課、商工観光課、うまく研究をして、実が実るような形で進めていただきたいと思います。3番目、買い物弱者は一応終わりにさせていただきます。

続きまして、障がい者支援の取り組みについて質問いたします。一応方針が示されて進んで

いると思います。こういったものはまだ最初のスタートで、なかなかいろいろなものが問題があるのかなとは思いますが、まず一つに、こういった障がい者施設の方の連絡協議会的なものですか、そういったものは今現在あるのかお伺いいたします。

○議長（佐藤雄次郎） 小口健康福祉課長。

○健康福祉課長（小口久男） その連絡協議会というものは今はないかなと思います。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） この連絡協議会があれば、施設同士の勉強会とか研究会とかを重ねていろいろな情報交換ができると思います。健康福祉課が窓口で障がい者からといっても、なかなか、スムーズに話が進む場合と進まない場合がありますので、そういった施設の連絡協議会をつくって、その方はその方でそれなりに研究とか課題とかに取り組んでもらうような、そういった方向性があるのかお伺いいたします。

○議長（佐藤雄次郎） 小口健康福祉課長。

○健康福祉課長（小口久男） 今、高德議員の、そういう連絡協議会等をつくりまして、障がい者就労施設側の立場でこういうものができるんだとかということをして市のほうにも言っていたきまして、それに対して市もできるものから、新たな物品等の調達等もありますが、可能かどうかを検討していきたいなどは考えております。また、市といたしましても、24年度の実績といいますか、就労施設等への発注が約80万円ぐらいあったんですが、平成25年度、ことは、各課に周知いたしまして取りまとめをしましたところ、先ほど市長が申し上げましたように、目標額が150万円ということで設定しております。ちなみに内容としましては、繰り返しになりますが、あすなろやいっぴ等のパンの購入や、あとは保健福祉センター等の委託業務等になっております。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） このいろいろな調達の窓口としては、健康福祉課が調整役になって、各担当課ですか、そこに通達をしてどうですかということになるわけですか。最終的にまた物品の決定というのはどこでなされるのか。

○議長（佐藤雄次郎） 小口健康福祉課長。

○健康福祉課長（小口久男） 窓口については、障がい者等に対するものですので健康福祉課が窓口になりまして、そして、先ほども申し上げましたが、各課に障がい者施設等に優先的に発注するものがあるかどうか、お願いというか取りまとめまして、そして発注のほうは、各課発注するということになります。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） 最終的に、契約とかそういったものですか、そういったものは健康福祉課が窓口。

○議長（佐藤雄次郎） 小口健康福祉課長。

○健康福祉課長（小口久男） 契約等とかについては、当然各課で予算化していますので、その各課の予算のもとで委託業務等については契約いたしまして発注するということとなります。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） まだまだ障がい者あるいは施設においては、段ボールを収集ができるよとかごみを収集できるよとか清掃ができるよとかといういろいろな余裕がありますので、そういったものを健康福祉課が窓口になって、一番わかりいいのは文書化ですかね。どここの施設はこういうものができるよとかというものを一覧表にして、それを各課に連絡をして各課からいろいろな反応をいただく、そういったものはできないかお伺いいたします。

○議長（佐藤雄次郎） 小口健康福祉課長。

○健康福祉課長（小口久男） そうですね。今後も引き続き庁内において周知を図っていきまして、市としてどういうものが発注できるかということも検討いたしまして、また、障がい者施設等からも具体的にどういうものができるかということを集約しながら、今後新たな物品等の調達の可能性を検討していきまして進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） それでは、健康福祉課が窓口となっていていろいろな情報を集めて、その情報を各課に連絡をして、少しでも多くのそういった機会が得られるように努力していただきたいと思います。以上で4問目は終わらせていただきます。

最後に、住宅の駐車場ということで、今現在、神長住宅の駐車場と市営住宅の駐車場がダブって、本当に使いづらい面があります。先ほどの答弁で、道路の整備に伴って東側の住宅が壊されて、4棟というんですか、4部屋というか、その跡地が駐車場になるということで、神長公民館のほうにすれば、こういった機会ですので、その敷地を確実に公民館活動、片方は市営住宅の事業というふうに分けられないものかお伺いいたします。

○議長（佐藤雄次郎） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 高德議員の御質問であります公民館スペースと市営住宅のス

ペースと、駐車場の分け方です。先ほど市長の答弁にもありましたように、今回、神長住宅の山際の道路工事に伴いまして擁壁工事を行い、部屋を若干壊して管理用道路と駐車場スペースをつくります。約10台程度の駐車スペースをつくる、あと、逐次敷地内の再整備を行って、整然と車がとめれるように対応を考えております。そういう関係がありますので、公民館のほうにはなるだけ車を置かないように今後指導していきたいと思っております。もし公民館のほうに車を、公民館スペースのほうに車を置く場合には、公民館を管理している行政区と相談しながら区分方法について調査検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） 駐車場の線引きですか。両方使えますよという形から公民館と市営住宅という線引きを行えば一番いい話で、自治会あるいは市と話し合って、どこまでが公民館の敷地でどこからが市営住宅という、そういった明確な敷地割りですか、そういったものはできるのかお伺いいたします。

○議長（佐藤雄次郎） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 今の明快なる敷地の分け方ということについて答弁させていただきます。今回、敷地について、駐車場スペースをつくるということがありますので、公民館の前に看板を立てて周知をして区分分けをしたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） では、そういった看板をつけて区分分けということで、自治会関係者とも相談をして公民館スペース、住宅スペースということで進んでいってもらいたいと思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、7番高德正治議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時5分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時06分

○議長（佐藤雄次郎） 休憩前に引き続き再開いたします。

通告に基づき2番川俣純子議員の発言を許します。

2番川俣純子議員。

〔2番 川俣純子 登壇〕

○2番（川俣純子） こんにちは。2番川俣純子です。本日は議会の中で女性1人なので赤い服を着てまいりました。本当に紅一点のつもりであります。ただ、予定より早過ぎるので、皆さんお弁当が早く食べられると思うので、少しゆっくりと質問をしたいと思います。今回の一般質問は、街路灯と防犯灯について、学童保育について、市役所での男女共同参画について、アレルギーについて、那須、那珂川の河川開発についての5つです。

最初に、街路灯、防犯灯についてです。各地域で老朽化した街路灯や防犯灯が多く見られます。そのための対策として、国、県からの補助金などを利用しての市内の街路灯の設置や改修に使われたことはあるのか。また、そのときに市からの補助金などはあったのか。また、できたら市全体の街路灯の形をそういうときに統一してもらうことはできないのか。

2つ目、学童保育について。現在の利用状況は、市内の地域、そして、ひとり親家庭や那須烏山以外に勤務している方々の人数、また、利用時間、料金はほかの市町村との違いはあるのか。

また、平日の学童以外の週末や夏休みや冬期、春休みなどの長期休暇の学童に預ける人数に差はあるのか。こども館で学童を始めてからの人数、学年、親の職業などに変化はあるのか。

最後に、今後の学童保育をどのように対応していくのか市長に伺いたいと思います。学童保育に関しては、皆さん市民からはとても好評を得ていますので、ぜひともお願いいたします。

3つ目として、市役所での男女共同参画についてです。現在、この場に女性課長は1人もいません。ですから、最初に私が議員になった年に、ぜひとも女性課長を育ててほしいと言いました。ただ、1年、2年でできるわけではありません。3年目でできていないのもわかっております。現実を知っております。ですから、現在の女性職員と男性職員の各課での人数割合、また、過去5年間での新規採用の人数と男女割合を伺いたいと思います。そして、今後の女性職員の採用や昇給に対しての市長の考えを伺いたいと思います。

4番目にアレルギーについてです。本当に教育長にしても学校教育課にしても申しわけないぐらい学校給食センターにはアレルギーの質問をしてまいりました。本当に努力もしていただいているし、対策、研修も積んでいただいているのもわかっております。しかし、現在給食センターで対応している食品はたしか牛乳と卵と聞いています。そのほかの食品はどういう対応をしているのか。実はお祭りの還御中に父兄の方から、「うちの子はエビとカニのアレルギーです。対応してもらうことはできませんか」と聞かれました。確かに大変なのはわかります。エビ、カニといっても、エビがだめな子もいればカニがだめな子、どちらもだめな子もいるので対応が大変なのはわかりますが、どのような対策をしているのか。対応がしにくいならば、その対策を教えてくださいたいと思います。

5つ目、那珂川の河川開発についてです。先日の下野新聞にも出ていました。那珂川下境の治水対策の意見交換会で小堤防の修理、補修などの要望が通り、工事スケジュールの説明まであったと出ていました。出ていましたよね。ということは、また、城東地区の堤防も全て整いました。ほかにも堤防、そして治水とか、いろいろ河川を直していくものはまだまだあると思います。しかし、大分整備が進められることになったので、河川や堤防の観光利用はできないのか。カヌーやキャンプカー、今回の議会でも何度か出ていると思いますが、キャンプカーが50台から100台集まり、キャンプカーのイベントをしています。そんな集会にも利用されている河川敷をどうにか拡大したり道路の拡張をしたり道路を平らにしたりとか、河川の堤防の整備にあわせてできないのか。

また、那珂川のアユ釣りに対して、仮設トイレや洗面所がないので女性の釣り客が来ないそうです。女性が来れば確実に男がついてくる。1人じゃない、2倍の釣り人になります。ぜひともそういうのも考慮して河川レジャーの基地にしていただけるような配備はできないのかと思ひ、1回目の質問といたします。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは2番川俣純子議員から、街路灯、防犯灯についてから那珂川の河川開発について、大きく5項目にわたりまして御質問をいただきました。順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず第1番目の防犯灯、街路灯についてお答えをいたします。まず防犯灯でございますが、自治会が管理をしております防犯灯が老朽化などでふぐあいが生じた場合、市が修繕をいたしております。現在、市の単独事業として、省エネ効果が高く寿命の長いLED防犯灯への改修を老朽した基から順次今計画的に進めております。

次に、商店街の街路灯であります。烏山地区におきましては8つの商店街がそれぞれ主体となりまして、昭和57年から平成8年ごろにかけて整備をいたしております。設置当初は、県と旧烏山町の補助金に地元の商店街等が負担をして設置をしたものや旧烏山町と商店街が負担をしたものなどがございまして、維持管理費は自治会、商店街または個人負担、これで賄われております。一方、南那須地区では、昭和62年に旧南那須町商工会が主体的となり、旧南那須町の補助金と各商店等の負担で設置をしております。維持管理費は個人負担、このようになっております。

これらの街路灯は設置から長い期間を経過したものもありまして、改修、更新が必要なものもあるわけでありまして。このために、全国商店街振興組合連合会が国の補助金で造成をした基金を活用して、商店街まちづくり事業を活用して街路灯を更新する商店会がございまして。この

事業は、補助率が3分の2と非常に有利であります。街路灯の整備や既存街路灯のLED化に適用できるもので、既に昨年度、金井商栄会がこの制度を利用いたしまして街路灯のLED化を実施いたしております。また、ことしは日野町商店会が申請中でございます。

市といたしましては、地域住民の安心・安全な環境整備と商店街の活性化は重要であると認識しておりますことから、今後もこれらの有利な補助金等の利活用によりまして、国、県と連携をして支援をしてまいりたいと考えております。

学童保育についてお答えをいたします。まず、利用状況についてでございます。本市の学童保育は、放課後児童健全育成事業実施条例を施行いたしまして、今年度から3年間、特定非営利活動法人野うさぎくらぶに運營業務を委託し、市内の6カ所で実施をしているところでございます。現在の利用状況は、通常利用が183名、夏休み等の長期休業期間のみの利用83名、合計269名が登録をいたしております。そのうち、ひとり親家庭世帯は約30世帯で、全ての学童において待機児童はございません。

次に、週末と長期休暇の差であります。まず利用場所でございますが、長期休業期間は平日同様に6カ所で保育をいたしておりますが、週末の土曜日は利用者が少ないため、荒川学童、これは南那須地区と烏山学童、烏山地区の2カ所に集約をして保育をいたしております。また、利用者は、週末の土曜日の利用者は、荒川学童が3.4人、烏山学童が6.7人の合わせて10人ほどであります。長期休業期間の利用者は、荒川学童が35名、江川学童は10名、烏山学童、これは第1と第2、これが20名、七合学童は20名、境学童が5名、合わせて90名程度となっております。

次に、利用時間と料金についてであります。本市の学童保育の利用時間は、条例によりまして、通常の登校日が授業終了から午後6時30分まで、土曜日及び長期休業期間は午前7時30分から午後6時30分までで、午後7時まで延長可能と、このようになっております。近隣の市町と比較をしてみますと、平日は午後6時までというところとか、延長保育がない市、町もあるようであります。また、長期休業期間は本市の午前7時30分が最も早く開設をしております。午前8時30分に開設をして、早朝預かりを有料にしている市、町もあるようであります。本市の学童保育は他に比べて高いサービスを提供しているものと、このように認識はしております。

利用料金につきましても、通常利用、保育料込み月額6,000円、長期休業期間は1万2,000円でありまして、他市町の通常の5,000円から8,000円、長期休業期間が1万2,000円から1万6,000円と比べましても低額な設定となっております。さらに本市では、生活保護受給世帯、ひとり親世帯のほか、兄弟姉妹が同時に利用している世帯の利用料を減免するなど手厚い子育て支援対策を実施しているところでもございます。

利用者の地域分布につきましては、荒川学童が81名、江川学童44名、烏山学童第1、第2合わせまして79名、七合学童43名、境学童22名でございます。保護者等が市外に勤務をする人数は、通常利用で179名、長期利用と一時利用が49名でございます。

こども館における学童保育利用人数は、平成23年度187名で、うち、長期が43名であります。平成24年度が172名、長期が51名でありまして、学年別では、1学年から3学年児童が多く、4学年から6学年児童が少なくなっているという傾向であります。親の職業につきましては調査対象となっておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

今後の対応について御質問がございました。学童保育は、現在、4カ所が小学校の空き教室を利用いたしまして、烏山学童のみこども館を利用いたしておりますが、こども館は施設耐震化の問題等もありますことから、烏山小学校の敷地内への移設等も含めて今調査研究をしているところであります。

市といたしましては、平成26年度、子ども・子育て支援事業計画の策定を予定いたしておりますことから、その中で学童保育のニーズ等を把握し、子育て支援対策を推進してまいりたいと、このように考えております。

3番目の市役所の男女共同参画についてお答えをいたします。男女共同参画につきましては、平成23年3月の議会定例会における川俣議員からの一般質問にもお答えをいたしておりますが、市では、男女平等意識の啓発、教育に努めるとともに、各種審議会等の女性委員の割合の目標を30%とするなど具体的な目標数値を掲げまして積極的に女性の登用を図っているところであります。平成24年度の本市における各種審議会等の委員の女性の占める割合は29.2%でございます。ほぼ目標に近い数値となっております。県全体の平均は28.9%を上回っているところでもございます。

さて、女性職員の登用状況であります。課長職への女性職員の登用はございませんが、ことし4月1日現在の係長以上職員154名のうち女性職員、主幹職は7名、課長補佐級9名、係長職42名で、係長以上の職員の37.7%を占めております。県内市町との比較をしてみますと、主幹以上のいわゆる管理職のうち女性職員の占める割合は、平成24年度調査で本市54名中5名、率にいたしまして9.3%であります。県平均が8.7%であります。14市の平均8.4%を上回っております。ことし4月1日現在では49名中7名で、14.3%となりまして、さらに高い割合となっております。

女性職員と男性職員の各課の人数割合につきましては、課によって職務内容、職種が異なっておりますので、男女比に偏りがございます。保育士、保健師等の多いこども課、健康福祉課は女性職員の割合が高く、都市建設課、農政課、上下水道課等のいわゆる事業課は男性職員の割合が高くなっています。

課別に申し上げますと、総合政策課は12対2、総務課は14対2、税務課16対5、市民課は診療所を含めて11対11、健康福祉課は12対17、こども課は保育園、幼稚園を含めて4対41、農政課は12対2、商工観光課は9対2、環境課は5対0、都市建設課は16対2、上下水道課は10対2、会計課は2対3、議会事務局は4対1、学校教育課は学校も含めて16対10、生涯学習課は10対5でございます。職員総数の男女比は153名対105名でございます。過去5年間の新規採用職員数と男女割合につきましても、やはり採用職種によって偏りはあるものの、5年間の採用総数34名における男女比は21名対13名、ほぼ3対2の割合であります。これは受験者総数の男女比3対2に比例をいたしております。

本市では、これまでの採用に当たって男女の差をつけることなく平等に試験によって採用し、昇給につきましても男女間の格差はないものと考えております。ことし7月1日から国に準じて給料の減額が実施されるなど職員にとっては厳しい状況が続く中で、職員の士気高揚を図り、年々減少する職員数に対応して少数精鋭で行政サービスの向上を図るためには、今後さらに性別、年齢にとらわれない能力と実績主義に基づく職員の登用を図っていくものと、このように認識をいたしております。

今後にありましても、女性職員の積極的な管理職登用はもとより、男女共同参画の趣旨に基づき、職場と家庭を両立できる、男女がともに働きやすい職場環境づくりに努めてまいり所存であります。

4番目のアレルギーについてお答えをいたします。まず、学校給食における対応であります。学校給食は、必要な栄養をとるばかりでなくて、児童生徒が食の大切さ、食の楽しさを理解するための教材としての役割も担っております。これは食物アレルギーを持つ児童生徒も同様でございます。他の子供たちとともに食事を楽しめることを目指して給食の提供をしております。しかし、食物アレルギーは年々増加傾向にございます。また、果物、野菜、魚介類などさまざまな食品でアレルギーが発症する例が報告をされております。

このような中、本市の学校給食センターでは、アレルギー事故防止を大前提といたしまして、供給能力に応じた、食物アレルギーを持つ児童生徒の立場に立った対応食の提供を目指しております。具体的には、現在、小学生7名に対して牛乳と卵の除去食、代替食を提供しているところでございます。しかしながら、小麦につきましては、その範囲がパン、うどん、揚げ物の衣、しょうゆ、その他の調味料などさまざまな食材等に及び、食材の調達や調理が困難であり、残念ながら対応ができておりません。また、その他のアレルギー物質につきましては、各学校において保護者と相談の上、文部科学省、日本学校保健会、県教育委員会の基準等に基づく代替食を自宅から持参する等の対応をとっております。

学校給食センターの供給体制の中で多様化する食物アレルギーの全てに対応するには限界もございますことから、学校や保護者と連携をしながら、安全で安心を第一に可能な限りの対応に努めてまいりたいと、このように考えております。

幼稚園、保育園の対応であります。本年度、市内の保育園、幼稚園における食物アレルギーを持つ児童は、公立、私立合わせまして、保育園30名、幼稚園16名、計46名であります。年齢別で申し上げますと、0歳児1名、1歳児5名、2歳児9名、3歳児16名、4歳児7名、5歳児8名であり、全園児数に対し6.2%の割合、このようになっております。

現在把握をしているアレルギーの種類は、小麦、牛乳、卵のほか、大豆、そば、果物、野菜、甲殻類、魚、肉、魚卵、イクラ、クルミ、ピーナツなどでございます。アレルギー対応食につきましては、各園におきまして、医師の診断を受けたアレルギー検査結果を提供していただいた保護者と面接の上、食物除去指示書を記載の上、除去食、代替食等のアレルギー対応食を提供しております。

アレルギー対応食の提供に当たりましては、子供一人一人の状況を栄養士、調理員、保育士が把握をしますとともに、かかりつけ医師や保護者との連携が欠かせませんので、引き続き細心の注意を払いながら対応してまいりたいと、このように考えております。

5番目の那珂川の河川開発につきましてお答えをいたします。那珂川の堤防につきましては、先ごろ城東地区の工事が完了したところでありまして、現在は、災害で被害が大きい下境地区の堤防整備を国土交通省に要望をいたしているところであります。

現在、河川を管轄いたします国土交通省から市が借用して活用している那珂川の河川敷は、大桶運動公園、宮原キャンプ場、舟戸野球場がございます。いずれも市民の皆さん方の憩いの場、スポーツの場、そして観光施設として、サッカー、野球、グラウンドゴルフ、キャンプなど、有効に利用されております。

御質問の那珂川の河川敷の整備でございますが、河川敷の利用には事故防止のために多くの制約があります。したがって、国の許可が必要となってまいります。河川法に基づく安全管理のために、構造物を設置したり大きく地形を変更したりすることはできず、利活用は限定的となります。また、最近、河川上流で集中豪雨があると下流が晴天であっても急激に水位が増したり、事故につながるケースもふえております。

このため、現在のところ御質問の整備計画、観光利用計画はございませんが、川俣議員御提案につきましては、利用する場合の管理も含めて検討をさせていただくこととしたいと思っております。

答弁終わります。

○議長（佐藤雄次郎） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） 最初の街路灯について質問していきます。まず、市として、防犯灯とか、を、老朽化している部分をLEDライトにかえてもらっているのは、実際に自分が歩いていてもわかります。大分小さな光源で明るくなっているの、すっきりしているなど思っています。今度の、実は、私自身の地元なので、日野町の街路灯、商店街の街路灯をつくるに当たって、補助金も出るし、いい話だと思っています。ただ、LEDライトになると電気代もかからなくなります。修繕も、電球と言っていいのかわからないですけども、球をかえるといいますか、あれも10年に1遍ぐらいになるそうです。そうなるとかなり楽になるのはわかります。ただ、今入ってくれる業者が地元の業者でない場合が多いと聞いています。

また、毎回同じ形ではないものを請求されていくのを、市としてはなるべくだったら同じようなものに統一できないのか。例えば日野町でしたら、元田町のトンネルを抜けた道からもう街路灯が新しいのがついてますよね、オレンジので四角い。それに似たような形のものをそこから続けていけば似たようなものが並んでいくわけですよ、町として。同じならオレンジ色にするとか、そのぐらいは市として要望逆に言ったらできないのか。でないと、いつまでたっても、次から次とちょこちょこ直して行って、毎回違う形で違う色のライトで、運転手さんにとっては、烏山の町を通るだけで3色から4色の街灯の色を見て、形を見ていかなければいけないわけですよ。町の統一感というのでは、そういうことに関しては市としては対応できないのでしょうか。

○議長（佐藤雄次郎） 羽石商工観光課長。

○商工観光課長（羽石徳雄） 川俣議員の御質問でございますけれども、街路灯について統一はできないかという御質問でございますけれども、街路灯の統一につきましては、去年、金井商栄会で、市長の答弁にもありましたように37基を設置したところでございまして、ことし、25年につきましては日野町の商店会で街路灯の設置ということになって、2つの商店街が実施され……1つは申請中でございますけれども。街路灯の設置する商店会の個性とか意向、そういったものが優先されるのかなというふうに思いますので、これは市が全部統一的に街路灯を更新するものではありませんので、その商店街の意向が優先されるという形になりますので、なかなか、烏山の商店街は8つの商店街がございまして、2つが今度25年度末には終わるといような運びになるわけですが、これを更新を実施するものでありまして、一斉にするものではありませんので、先ほど言いました、やっぱり個性とか意向が十分に優先されますので、なかなか難しい課題、問題ではあるかと思えます。

しかしながら、やはり川俣議員のおっしゃるように、景観の観点からも街路灯の形の統一化、そういったものは、2つは実施されますけれども、今後の申請の段階とかそういった協議の中で市としても指導するような形でできればというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） また、地元の業者に委託というのはなかなか難しいことでしょうか。できたら、修繕とかも、その後の管理とかも考えてそういうのもできるといいかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤雄次郎） 羽石商工観光課長。

○商工観光課長（羽石徳雄） ただいまの質問につきましては、地元業者に工事関係の依頼ができないかということでございますけれども、去年、この補助事業につきましては、24年度から任意の商店街が補助金を受けて設置することが可能になったわけですので、金井商栄会、去年やりましたけれども、やはりLED化ということで、私もよくわかりませんが、市内の業者がどこまでできるかわかりませんが、そういった意味で、あとは、先ほど申し上げましたとおり、商店会の事業主体の意向もありますので、どこを頼むかというのがあるんですが、市といたしましては、できるものであれば地元企業育成の観点からも、できればそういう形で地元でできるような協議、そういった支援の中でやはり協議をしていくような形になるかと思っております。ただ、なかなかそれは難しいのかなというふうには思っておりますけれども。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） また、旧烏山地区の仲町というか中央、松月さんのあたりから日野町のバイパスにかけて電線の地中化という計画も申請しているそうなので、もしもそれができるようになると、一体化された道路になるのに、また全然違うのになるのは景観としてやっぱり違うのかなという感じはするので、できましたらなるべく、町にそういう要望があったときに、強くは言えないのかもしれませんが、町の景観としてはこういうのというのを商店街の方に市のほうから言っただけというのも一理あるのかなと思うんですが、私個人とか商店街の人たちは前と同じみたいなのしか考えていないんですけども、やっぱり町の統一感が一生出ないような気がして、できたらそういう一つ一つ、明かりからまずは統一してもらえるようにぜひとも図っていただきたいと思っております。

あともう一つなんですけど、何回も言っていますが、防犯灯として、太陽光発電のついた街路灯というよりも防犯灯を各交差点、大きな交差点に1基だけでもなるべく早目に設置していただけることがありがたいなと思います。この間みたいに台風、台風もあるけれども、突風ですよ、竜巻、ああいうので倒れた場合、この地域は河岸段丘だし、山があるのでそう竜巻が起る場所ではないと思いますが、ああいうとっさのときの停電でも、太陽光のそれなりに立派

なのが交差点にだけあるだけでも随分違うと思うので、それを何回か言っているんですけども、そのほうは進んでいるのでしょうか。危機管理室長、お願いします。

○議長（佐藤雄次郎） 清水危機管理室長。

○危機管理室長（清水敏夫） 私のほうで自治会管理の防犯灯を中心にLED化を進めておりますが、交差点とかそういう道路照明関係等については、私どものほうで管理しているものもあるんですが、道路管理者、県並びに烏山土木、また、都市建設課、また、私どものほう、ばらばらな状況になっておりますので、それらについても、やはり計画的な道路照明等の設置も年次計画等でやっておりますので、その中に要望として含めてはいきたいと思います。ただし、1基をつくるのに、そういう設備にしていくと五、六基つくれるようなということもあるかと思っておりますので、そういう費用対効果の面も含めて検討はしていきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） ぜひとも進めていただきたいと思います。お金の問題ではないと思います。やはりかえていくのは、本当に必要なときに必要なものがあるかどうかだと思います。前回の対策の、地震のときにあれだけ暗くて皆さん不安に思ったのを皆さん忘れないうちに、忘れてから、また事件とか事故、そして天災が起こるわけですから、その前に対策を、お金ではかえられないものだと思います。ぜひともお願いいたします。

次に、学童保育についてです。確かに私も学童はいいことだと思っています。ありがたがっている方が多いのも確かです。7時半から7時まで預けてもらえるというのは、普通の方でいえば、町内に住んでいる方にはかなり余裕のある時間だと思います。ただ、親の職業とかが、一応個人情報なので言えないのかもしれませんが、遠くから来ている、遠くに、ホンダとか宇都宮に勤務している方からするとちょっとぎりぎりになってしまうのかなという話も出ています。また、ふだんはいいんです、学校に通っていますから。その登校班で朝は移動しているので平気ですけれども、夏休み、冬休み、春休みのときだけの短期間だけちょっと早めていただけたら、もし対策ができれば。ただ、これも子ども・子育て会議の、今年度設置しますよね。その中に出てくるようでしたら、吸い上げていただけたらありがたいなと思っています。1人、2人のために全部を変えるのはちょっと大変だし、誰かを見るということは、お子さんを預かるということは2人ぐらい職員はその前の時間に出勤してもらわなければいけないので、かなりその出勤するほうの職員さんも大変だと思うので、今後検討もそれをお願いしたいなと思っています。

あとあわせて、先ほど市長のほうからもありましたが、学童、こども館のほうはかなり古くなっているようで、小学校との対応、ぜひとも教育長、いかがでしょうか。空き教室はたしか、

私が小学校4年のときに初めてあの新校舎の山の上に入ったときには1学年5クラスありました。ということは30クラスあったわけです。現在21クラスになっているので、9クラスの本来なら空きクラスがありますよね、単純計算で。ただ、それを多目的教室やいろんなので利用しているのはわかっております。でも、将来的には生徒数がふえることはない。そうなれば、空き教室がふえるなら、市長が言ったように、なるべく教育委員会のほうも協力していただいて、なるべく南棟かなんかを新しい那須烏山のこども館に改良できるようにはできないでしょうか。

○議長（佐藤雄次郎） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） この問題については前回も答弁したかと思いますが、烏山小学校の南校舎、これは非常に利便性が高い。したがって、道路を横断しなくても済む等々、答弁したかと思いますが。これからの児童の推移を見まして、川俣議員おっしゃるような方向に対応できるように再度学校当局と話し合いを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） よかったです。近い未来は新しい建物に子供たちが今度移れ、そして学校からは外に出ることなく学童保育に移動することができるということになりますね。そうしていただけることが一番ありがたいなと思っています。

また、下野新聞に、きょうでしたっけ。ひとり親支援というのが出ていました。それを推進すると。那須烏山でもぜひとも、ひとり親といっても女性だけではなく。男性もいるので、本当に遠いところに勤務される方もいらっしゃいます。そういう人のためにも便宜を図れるようなことができるよう進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（佐藤雄次郎） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） ただいまの御意見についてお答えをしたいと思います。

那須烏山市では、平成26年度中に子ども・子育て支援計画を策定いたします。それに伴いまして今年度ニーズ調査を行います。その中で、学童保育、例えば長期に関しても、例えば預かる時間、何時からがいいかとか、そういうのも含めてアンケートをとりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） 先ほど高德議員が質問されたように、若者向けの住居をつくるということは、そういう方たちがふえるという前提のもとです。ということは家だけではなく、そういう本当のソフトのほうもハードのほうも整備して人を呼べるようないい町にしたい

きたいと思います。

次は男女共同参画です。確かに女性がふえていますし、割合も上がっているのがわかっています。たしか農政課長、農業委員の事務局長は女性になったと聞いていますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） はい、お見込みのとおりでございます。

○議長（佐藤雄次郎） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） ありがとうございます。少しずつでもそうやっているんなところに女性が代表で出ていくという場所をつくっていただいて、皆さんありがとうございます。今後人数がどの課でもふえていくように、いつかは半分以上が女性の課長でありますように願っています。

なぜかあとは、ちょっと疑問に思ったのが、ことしの行政報告書の中の47ページにあります男女年齢別比です。平成25年4月現在なんですけど、比較的40歳から45歳までは女性と男性の差は極端にはありません。しかし、45歳以降から急に男性の数がふえてきます。やはり女性が忙しいからやめてしまうのか。子育ての時期にやめている感じではないのですが、それは別に何か傾向があるわけではないのでしょうか。市長というか総務課長ですか、特別傾向があるのかどうか。なければお答えください。

○議長（佐藤雄次郎） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） この件につきまして詳細に分析したことはございませんので、実態のほどはよく理解できないところでありますが、市長の答弁の中にありましたように、採用というんですか、応募自体が大体3分の2ぐらいで推移しております。本年度の応募状況も、男が32名、女が24名ということで、この中から合格者が出ますので、最終的には採用の数が、内訳がどうしても男性のほうが多いと、そういう傾向はございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） そのままの3対2の割合で推移しているわけではないので、その時期によって採用とか、きっとそういうのが違ったのかなと思ったりもするのですが、大分比率が各年代層では違うんです。特に55歳から60歳は半分になってしまうので、そのころは女性はあまりならなかったのかなとかいろいろ思ってしまうので、今後はここにもうちょっとだんだんこの割合でいくとふえてくることだと思うので、そうなれば同じ割合で出てくるかなと思っています。ぜひとも女性の指導、あと、特別、課長になるとかというので研修があるのでしょうか。たくさんの研修会がありますよね。その中でこういう幹部研修みたいなのは特別はあるのでしょうか。

○議長（佐藤雄次郎） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） お答え申し上げます。

研修、県の研修協議会、ブロック、市単独で行っている3つの主立った研修がございます。その中で、管理職になるための研修はございますが、課長になるための研修とかそういうコースはございません。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） 了解しました。

では、アレルギーについて伺いたいと思います。先ほども言われたように、全部の食品に対応できないというのはよくわかります。ただ、今対応の中で給食関係の人にお聞きしましたら、父兄との面談をやっていらっしゃるというのを聞いています。それで、もちろん病院からの提出もありますが、親との相談をあわせてしている。その中に、その面談にいらっしゃる親がいると聞いたんですけれども、そういう方というのは多いんですか。それとも、ほとんどの方は熱心な方と思うので、いらしている方のほうがほとんどだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） ただいまの御質問でございます。学校給食を提供する前に、特にその中でアレルギー食を提供していただきたいということの相談があった場合には必ず保護者と相談をして、内容をよく確認して、かつ医師の診断書を提示してもらうことによって、それで内容を確認してアレルギー食の提供をするというような手続を踏んでおります。

以上でございます。

○2番（川俣純子） 父兄との懇談は。

○学校教育課長（網野 榮） 個々の懇談ということでございますか。

○2番（川俣純子） はい。

○学校教育課長（網野 榮） 今言ったように、必ずアレルギー食の申請があった場合は父兄とその診断書をもとに確認をして対応しているという状況です。

○議長（佐藤雄次郎） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） ということは皆さん参加してはくださっているということですね。よかったです。何か打ち合わせに来ない人もいるので、逆に給食の担当のほうに心配になってしまふ、書類だけ出ただけでという方もいらっしゃる聞いたので。よかったです。

あと、何回も今回の質問、一般質問の中にも出てきていると思うんですが、この間の給食の欠食、あれに当たって、一番今鳥山地区で何十年もパンを出してくださっている川上さんの御

飯とパンには全校が移るわけにはいかないのでしょうか。せめて市内の業者に頼めば税収も上がるし、雇用促進にもなるかもしれないので、今月からではないですけども、できたら4月からとか、対応策が。それをこの間もお聞きしたかったのかなと思うんですけども、学校給食法とかで守られているのかもできたら御検討願いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） ただいまの御質問でございます。これにつきましては、年度初めに学校給食会と、その各市町村の給食をどこから購入したいか、届けてもらいたいとか、そういった要請、申請があります。申請行為がありまして、その申請に基づいて地区割を配慮して対応しておりますので、どこの業者がどうのこうのということを特定されているわけではございません。ということですので、地元の業者さん等については、地域の事業者の育成という意味では最優先される案件でありますので、それを配慮していきたいというふうに考えております。

ただ、受けるほうの立場で、その施設の能力関係がやはり、今回も、この前、私も教育長もあれですけども、現場に足を踏んで、ちょっと概況等、今回いろいろお騒がせして、協力いただいて大変ありがとうございますということで施設を見せてもらったりとか、あと、どんな対応をとったか等について直接川上さんのほうに出向いて状況を伺ったところでございますが、やはり人手の関係、人手が、急遽入ったものですからちょっと足りなくて別な人を雇用したりと、短期的に。また、あと配送、車で配送いたしますので、配送する車両がやはり不足するかということで、今回、不足の車両については栃北炊飯のほうからの応援を、急遽その車両を借りて対応したということで、やはり施設能力との関係あります。

また、危機管理とか安全管理を含めて、複数の業者とかかわることによって、1社が何かの事故等でダウンした場合には次の業者からのバックアップ体制ということで、いろいろなそういった点を勘案しながら、地元以外ばかりやっているんじゃないかということじゃなくて、地元を中心に考え、総合的に勘案して年度初めにはまた対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） 1社じゃなく2社の対応と言われましたが、給食センターは1社にしましたから同じじゃないんですか。できたら、単純に金額を安くするという発想に基づいて、生徒は減っていきます。できたら4月までには結論を出して、川上さんが新しいトラックを購入するぐらい安心できるぐらいの計画性があってもいいのかなと私は思います。ぜひとも市からバックアップをお願いしたいと思います。

では、最後の堤防、河川と河川敷についてですが、下境も、堤防も確かに河川でいろいろ制約があっているんなものがないというのはわかっています。わかっていますが、今は河川法がかなり緩くなり、大分いろんなところにいろんな施設ができています。特に東京都のほうの墨田区、隅田川の川沿いは随分建物ができています。そういうのを考えますと、やり方次第ではないのか。そういうふうに考えれば、堤防の上をサイクリングロードや散歩道にしたり、景観のいいところをそういうふうにする、何か自分のこの町に新しくポイントになるものを、1年中ポイントになるようなものをつくれなかなと思ひまして、アユ釣りにしても、整備がないので黒羽に行ってしまう、そういうのをわかっているならやればいいんじゃないんですか。いかがでしょうか。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） じゃ、私のほうから考え方を申し上げたいと思います。

確かに今、川俣議員が言われる要望は、漁協の組合長からも直接過去にいただいたことがございます。このトイレ等の問題については、そのようなところから、今舟戸に、移動式ではありますけれども、トイレをつけました。このトイレがどうしても、アユ釣り客の、特に今女性客がふえていることも十分承知をいたしておりますが、そのようなことで、釣り客をもう少しふやしたい、私も思っています。

そのようなところから、漁協と協力して、何とかトイレは提供するから、そのようなことは、管理とか、そのほかどうだろうというような相談もしたことは過去にございます。それは、やはり仮設のトイレということになりますと衛生状態等もあったり、あと管理問題について、ちょっと漁協では難しいかなんていうお話があったので、話はそのままになっておりますが、舟戸のトイレ等なんかは、高齢者のグラウンドゴルフをやるとかいろんな競技の場、あるいはそういった釣り客も利用しておりますので、そういった釣り客のメッカというか、そういうところにはそのようなことも前向きに検討させていただきたいと。漁協とも連携をしながら進めていきたいなど、このように思います。

また、今、大桶運動公園、あるいは宮原のキャンプ場、そして舟戸公園については、そのようなことが今整備されておりますので、特に大桶運動公園については、あのような芝生のところもございます。単に運動場だけでなく、そういった利活用も視野に入れるべきかなと、このように思っています。

ですから、今あるものをさらに充実をする、あるいは拡充をするということも大変手短かにできるというか実現化が可能でございますので、その辺のところも十分視野に入れて考えていきたいなど、このように思います。

また、堤防等の問題もございますが、そういった河川等については、荒川地区の歩く道づく

り事業、これは今でも、駅ハイキング、JRが主催する駅ハイキングの、年間1つの桜堤を歩こうということで行事にも取り上げておりますので、そういった今の健康、ジョギングブームからすればそういったところの活用は十分考えられますので、その辺も含めた形で、堤防工事とあわせて前向きな検討はしていきたいと、このように思います。

荒川地区にも、話あちこち飛んで申しわけないですが、河川公園というのをつくっていただいたのは御承知かもしれません。荒川の南那須運動公園の先に県で設置をしていただきました。そこにあずまやもございます。そういった整備、あそこはカヌーの場所でもございますから、そういうところも含めた形で、河川の利用はさらにそういったところを整備する、これが早道かなと、このように思います。あわせてトイレの問題、そして遊歩道の問題、あわせて前向きな検討をさせていただきたい、このように思います。

○議長（佐藤雄次郎） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） では楽しみに。

下境地区の中の今度整備がありますね。その中で河川というか河川敷の中の土砂を撤去するというのも入っていたと思うんです。その土砂を撤去するということは、下境もなんですけれども、その上流の興野と日野町の間あたりのも撤去していただくと、あそこにいっぱい水がたまれば下境にもあまり流れないということになるんじゃないかなと思うんですが、そういうことを、今回は下境ですけれども、だんだんに要望していくことはできないでしょうか。可能でしょうか。

○議長（佐藤雄次郎） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 川俣議員の那珂川の土砂排除、この件につきまして、常陸河川国道事務所、それと那珂川上流出張所と地域の状況について御説明して、検討をしていただくように要望したいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） できましたら、それができたら屋形船ぐらいが通れるぐらいなっただけならば、できたら栃木県の嵐山と言われる落石を景観に、そして境橋、今は重要文化財というか指定の橋になっていると思います。それと、今新しい烏山大橋ですか、それを見ながら遊覧できるようなコースがとれたら、それはそれで1年中の観光ルートになるのではないかと、そういうことをできたら考えていただきたいと思うので、いかがでしょうか、そういう未来展望。私の中では、道の駅より川開発かな、那珂川と荒川、それを利用するほうが、道の駅の出遅れよりはいいのではないかとと思うんですが、市長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 那須烏山の自慢は、那珂川、そして山あげ、さらに風光明媚な自然ということは十分承知をいたしております。そのような日本の原風景を起爆剤とする観光はやはり那須烏山市に合った観光行政だろうと思っておりますので、そういった意見も、提言も踏まえて前向きな検討をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（佐藤雄次郎） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） 前向きな検討ではなく、確実な検討にさせていただきたく、進んでいただきたいと思っております。

最後に、ちょっと時間が余りましたので、質問ではないのですが、課長さん皆さんに私から言いたいことがあります。各課との連携をどうしてもとってほしいです。この議会中、あんなに仲よく皆さんで連携プレーをされているのに、なぜ本当のときにできないのでしょうか。耳の痛い課長さんもいると思いますが、山あげ祭、いかんべ祭のときになぜ健診が入っているのでしょうか。当日に健診が入っています。また、市議会の議員が出席しなければいけない会議が市議会の期間中に開催されていたり。もう少し皆さん調整はできないのでしょうか、年間予定表の中で。

そののあらわれが今回の給食の欠食ではないでしょうか。もし欠食があったときに、危機管理室にはどれだけお米があったんでしょうか、清水危機管理室長。そうすると、その御飯を食べさせて、防災のときはこういう御飯を食べるんだよという授業ができたのではないのでしょうか。せっかくいろいろとっておいたって、年に一遍か何か皆さんだって防災食を食べる日が出てくるわけです。そういう学習の日でもいいと思うんですが、横の連携がとれていないんじゃないですか。

災害のときは大丈夫、そういう問題ではないと思っております。ふだんからではないでしょうか。震災のときの皆さんのチームプレーはすばらしかったと私は思っています。ですから、ふだんも仲よく、そして、課もいろいろ皆さん異動していると思うので、僕はここの課しか知りませんという課長さんはゼロだと思っております。ぜひとも連携プレーをして、いつも那須烏山一丸で頑張っていけるような市に皆さんでしていただきたいと思っております。

本日はこれで私の質問を終わりにします。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、2番川俣純子議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は9月6日午前10時から開きます。本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

[午後 0時07分散会]